

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月25日(水) 13時50分～14時50分

2. 開催場所 尾道市役所4階 大会議室2

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二			
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清	
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番 吉原 正紀
	5番	松森 智	6番	安井 常人	7番 ————
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番 中司 睦枝
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番 原 弘子
	15番	片山 博	16番	高橋 泰登	17番 八津川 和司
	18番	檜原 生夫			

欠席委員 1人
7番 上峠 数博

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第45号 非農地証明申請について
議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について
議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)
議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)
審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第43号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第44号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について
報告第45号 農地法第4条第1項第8号の規定による転届出に対する受理について
報告第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による転届出に対する受理について
報告第47号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について
報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第49号 農地改良届出による通知について
報告第50号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

第4 その他
その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志
事務局職員 宮崎 伸昭 高橋 知佐子 中島 幸恵 小田 充彦

6. 農林水産課職員

職員 三木 由季 泉 唯

7. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は10番・村上正委員、11番・中司睦枝委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、出席を見合わせていただきました。</p>
議 長	議題に入ります前に、前回の総会で審議しました「農業振興地域整備計画変更の意見」について、農林水産課から、補足の報告があるとのことですので、説明をお願いします。
農林水産課職員	<p>（ 7月総会で意見決定した「尾道市農業振興地域整備計画の変更」のうち、位置番号12の用途区分変更については、総会后、申請の取下げがあった旨を報告。 ）</p>
議 長	<p>ただいま、報告が終わりました。</p> <p>質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>（質疑応答なし）</p>
議 長	農林水産課の方、ご苦労様でした。
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第43号、78番から85番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号78番、権利の種類は期間3年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>申請地は長江三丁目の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて788㎡です。</p> <p>貸渡理由は相手方の要望による、借受理由は使用貸借権更新のためです。</p> <p>借受人の経営面積は借受面積と合わせて1,075㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>この申請については、8月3日、山田委員、中司推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号79番及び80番は関連案件のため一括して説明いたします。</p> <p>申請番号79番、権利の種類は期間3年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>申請地は、栗原町の6筆、現況地目は田が3筆、畑が3筆、面積は合わせて791㎡です。</p> <p>譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規就農者としてです。</p> <p>申請番号80番、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、栗原町の1筆、現況地目は田、面積は250㎡です。</p> <p>譲渡理由は後継者がいないため経営縮小、譲受理由は新規就農者としてです。</p> <p>譲受人は新規就農者のため経営面積はありませんが、今回の譲受・借受面積が合計で1,041㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、自家消費のための野菜を耕作することとなっています。</p> <p>この申請については、8月3日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号81番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は御調町丸門田の1筆、現況地目は畑、面積は49㎡です。
譲渡理由は相手方の要望による、譲り受け理由は所有農地と一体的に利用して利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は9,594.44㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。
この申請については、8月4日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号82番、権利の種類は遺贈による所有権移転です。
遺贈とは遺言により財産を処分することで、遺贈には、遺言で具体的な農地を定める特定遺贈と、具体的な農地を定めず遺産の何分の1というように遺産に対する割合を定めて他人に与える包括遺贈と二つの方法があります。
包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈については農業委員会の許可を要しないこととなっておりますが、相続人以外に対する特定遺贈については許可を要することとされております。
この度の申請は、譲受人が遺贈者の姪であり、相続人以外にあたるため、許可を要することになります。
申請地は、向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて1,777㎡です。
譲理由は特定遺贈による、譲受理由は農業後継者としてです。
譲受人の経営面積は3,343㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、8月4日、原委員、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号83番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は、因島田熊町の11筆、現況地目は畑、面積は合計3,275㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は新規就農者としてです。
譲受人は新規就農者のため経営面積はありませんが、今回の譲受面積が合計で3,275㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。
なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、自家消費のための野菜や果樹を耕作することとなっています。また、譲受人は申請地に隣接した住居を取得する予定です。
この申請については、8月5日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号84番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は、瀬戸田町沢の2筆、現況地目は畑、面積は合計928㎡です。譲渡理由は農業廃止、譲受理由は所有地と隣接し、利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は4,643.56㎡で、下限面積の3,000㎡を充たします。

申請番号85番、権利の種類は期間20年間の使用貸借権の設定です。
申請地は、瀬戸田町高根の17筆、現況地目は畑、面積は合計22,158.79㎡です。
譲渡理由は、経営移譲年金受給のため農業後継者へ、譲受理由は農業後継者としてです。
譲受人の経営面積は34,742.79㎡で、下限面積の3,000㎡を充たします。
申請番号84番、85番の申請については、8月6日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号78番から85番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号78番から85番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案44号、113番から125番までをを議案書をもとに説明)

申請番号113番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は、木ノ庄町木門田の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計531㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

(なお、これ以降農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である第2種農地は、「その他2種」と説明させていただきます。)

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積75.40㎡、駐車場4区画、合併浄化槽が計画されています。

借受人は、この度、義理の母から申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

なお、本件は転用面積が500㎡を超えていますが、敷地内に井戸があり有効面積が少ないことや、複数台の駐車スペースを必要としていることから、やむを得ないものと考えます。

この申請については、8月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で、現地調査を行ったところ、申請地の一部にバラスが敷かれ駐車スペースとなっていたため、調査後、申請代理人に対し顛末書の提出を求めるよう指導いたしました。

申請代理人に確認したところ、建築工事は9月に着工予定であるが、建築準備に伴う水道引き込み作業を行うあたり、接道の道幅が狭く車両の離合できないために、申請地の一部を駐車スペースとして利用してしまったことの報告がありました。また、顛末書の提出もなされたことから、転用についてはやむを得ないものと考えます。

申請番号114番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、向東町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、122㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、駐車場用地で、駐車場3区画及び事業用資材置場が計画されています。

譲受人は、同町内で電気事業を行っており、申請地を取得して、車両及び資材置場として利用したいというものです。

この申請については、8月4日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号115番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、因島中庄町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外及び農振地域外、合計266㎡の転用計画です。

申請地は、1筆が非線引き都市計画区域の用途地域外に、もう1筆が用途地域内にあり、農地区分は、その他2種と第3種農地と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積67.07㎡、駐車場及び合併浄化槽が計画されています。

借受人は、この度、義理の母から申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

申請番号116番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、因島中庄町の2筆、地目は畑、農振地域外、合計8.45㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積57.03㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。
譲受人は、現在借家住まいですが、この度、申請地及び135.77㎡の隣接宅地を取得して、住宅を新築したいというものです。

申請番号117番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、因島中庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、447㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積81.98㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。
譲受人は、現在借家住まいですが、この度、申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。
115番～117番の申請については、8月5日、檜原委員、松浦推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号118番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、因島重井町の3筆、地目は畑、農振地域外、合計316㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、宅地拡張で、庭敷が計画されています。
譲受人は、この度、隣接家屋及び宅地と一体利用する申請地を取得して、庭敷として利用したいというものです。
なお、申請地には一部、既存家屋があるため、申請に際しては顛末書が添付されています。
この申請については、8月5日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号119番・120番の申請につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。
申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は、因島原町の1筆と因島洲江町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、548㎡と313㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、太陽光発電設備で、ともに、太陽光パネル92枚、発電量9.9kwが計画されています。
借受人は、父から申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。
この申請については、8月6日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。
このうち、120番について、申請地の南側に住宅があるため、住人から事業に対する同意を求めるよう指導いたしました。
後日、申請代理人より、同意書が提出されたこと、また、既存水路までの排水工事についても十分行うよう指導したことから、問題ないものと判断いたしました。

申請番号121番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、瀬戸田町荻の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、815㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル92枚、発電量9.9Kwが計画されています。
譲受人は、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。
この申請については、8月6日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。
申請地の隣接地に住宅があるため、住人から事業に対する同意を求めるよう指導いたしました。
後日、申請代理人より、同意書が提出されたこと、また、排水工事についても十分行うよう指導したことから、問題ないものと判断いたしました。

申請番号122番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、瀬戸田町名荷の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、287㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル92枚、発電量9.9Kwが計画されています。
譲受人は、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

申請番号123番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、瀬戸田町名荷の1筆、地目は雑種地、農振農用地区域外、114㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル64枚、発電量9.9Kwが計画されています。
譲受人は、福山市に本店を置く、売電事業を営む法人であり、申請地を取得して、申請地と隣接する雑種地の一部を利用し、太陽光発電設備を設置したいというものです。

申請番号124番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、瀬戸田町名荷の2筆、地目は雑種地、農振地域外、合計626㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、庭園が計画されています。
譲受人は、申請地を取得し、父が所有する土地と併せて庭園をつくり、将来的には町民の憩いの場として開放したいというものです。
なお、申請地には、既に石材などが置かれているため、申請に際しては顛末書が添付されております。

122番～124番の申請については、8月6日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。
このうち、123番の太陽光案件については、申請地の隣接地に住宅があるため、住人から事業に対する同意を求めるよう指導いたしました。
後日、申請代理人より、同意書が提出されたこと、また、既存水路までの排水工事についても十分行うよう指導したことから、問題ないものと判断いたしました。
122番・124番の転用については、問題ないものと確認しております。

申請番号125番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、瀬戸田町瀬戸田の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、1,523㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、駐車場用地で、駐車場27区画が計画されています。
譲受人は、福山市に本店を置く、不動産業などを営む法人です。この度、隣接する宅地を利用して、ホテルの建設を計画しており、申請地を取得して、従業員及び来客用の駐車場として利用したいというものです。
この申請については、8月6日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。
申請地周辺には営農中の農地及び住宅があり、雨水の流入が懸念されることから、調査後、申請代理人に対し、排水計画に係る補足資料を提出するよう指導いたしました。
後日、提出された排水計画図面をもとに、申請代理人立会いのもと、再度現地調査を行ったところ、放流予定である既存水路のU字溝が、押しつぶされるかたちで塞がれ、機能していなかったため、瀬戸田支所の所管課において道路種別を確認し、市道認定を受けた道路側溝であったため、修繕の依頼を行いました。
本件の転用については、申請代理人に対し、周辺農地及び住宅に影響を及ぼさないよう万全を期すことを指導し、また、所管課による既存水路の修繕見込みであることから、問題ないものと判断したものです。

全ての申請のうち、太陽光発電設備の申請につきましては、再生可能エネルギー発電事業計画認定済み、であることを確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。
申請番号113番から125番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。
なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

議長

次に、議案第45号「非農地証明申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第45号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第45号、24番から28番までを議案書をもとに説明)

申請番号24番は、向島町の1筆、現況地目は宅地、面積は、115㎡です。
利用状況は、昭和44年に申請地に住宅を建築して以来、宅地として利用しているものです。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、8月4日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

申請番号25番は、因島田熊町の1筆、現況地目は宅地、面積は、66㎡です。
利用状況は、昭和57年頃から車庫用地として自宅と一体的に利用しているものです。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。

申請番号26番は、因島三庄町の1筆、現況地目は山林、面積は、99㎡です。
利用状況は、平成20年頃から耕作しないまま現在に至り、山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。

申請番号27番は、因島三庄町の2筆、現況地目は山林、面積は、合計で467㎡です。
利用状況は、平成20年頃から耕作しないまま現在に至り、山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。

申請番号28番は、因島棕浦町の1筆、現況地目は原野、面積は、595㎡です。
利用状況は、平成10年頃から耕作しておらず現在に至り、原野化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。

申請番号25番から28番については、8月5日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、それぞれ宅地、山林、原野と判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。
申請番号24番から28番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議 長

次に、議案第46号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第46号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご説明いたします。

(議案第46号、2番を議案書をもとに説明)

申請番号2番、申請地は向島町の14筆、現況地目は畑、面積は合計2,627.37㎡です。

相続人は被相続人の子であり、相続税の納税猶予の特例を受けるための申請です。

この申請については、8月4日、原委員、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、適切な申請であることを確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号2番は原案のとおり、証明書を交付することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり証明書を交付することに決しました。

議 長

次に、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」(農地中間管理機構分)を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第47号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、ご説明いたします。

(議案第47号、187番から202番までを議案書をもとに説明)

申請番号187番から201番までは、今後、借り受けを希望する耕作者が同一人となりますので、一括で説明させていただきます。

土地の所在は、御調町丸河南字上一徳、地目は、現況登記ともに田、面積は68㎡他46筆で、合計面積は、19,481.3㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり5,000円、利用目的は水稲と野菜、契約期間は令和3年9月1日から令和13年12月31日です。

申請番号202番、土地の所在は、因島重井町字大早、地目は、現況登記ともに畑、面積は92㎡です。

他1筆で、合計面積は、1,559㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は果樹、契約期間は令和3年9月1日から令和18年12月31日です。

以上、これらの農地全てについて、農地中間管理機構から借り受けを希望する耕作者はす
でにあり、これについては、審議事項（２）で審議させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

（挙手なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

議案第 47 号は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願い
します。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議 長

次に、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集
積計画の決定について」（一般分）を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 48 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地
利用集積計画の決定」について、ご説明いたします。

（議案第 48 号、203 番から 259 番までを議案書をもとに説明）

経営規模の拡大など、新規分の申請番号 209 から 236 までと以前から利用権を設定し
ており、その期間を更新する申請番号 237 から 259 までは説明を省略させていただきます。

新規分については、各地区の委員さんに確認のため申請書に押印していただいているか、
もしくは、直接事務局に届いた申請書については、各地区の委員さんにご確認いただくた
め、写しを郵送させていただきました。

疑義等がある場合は、事務局にご連絡をお願いしておりましたが、これまで全て問題ない
ものとして確認しております。

それでは、新規就農分について説明をさせていただきます。

まずは申請番号 203 と 204 は借受人が同一人ですので、一括して説明いたします。

申請番号 203 番、土地の所在は御調町大原字栗尾、地目は、現況は畑、登記は田、面積
は 1, 531㎡、他 3 筆で、合計面積は、2, 888㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は野菜、契約期間は令和 3 年 10 月 1 日から令
和 8 年 9 月 30 日です。

申請番号 204 番、土地の所在は御調町大原字西谷、地目は、現況は畑、登記は田、面積
は 491㎡です。

権利の種類は貸借権の設定、賃借料は 1 筆あたり 20, 000 円、利用目的は野菜、契
約期間は令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日です。

借受人は、御調町に移住してこられた新規就農者です。

申請の農地でジャンボピーマンの栽培を計画しています。

この二つの申請については、8 月 5 日に借受人立会いのもと、土山委員、上推進委員と事
務局職員で現地調査を行い、利用権の設定については、問題ないものと確認しております。

続いて申請番号 205 から 207 についても借受人が同一人ですので、一括して説明いた
します。

申請番号 205 番、土地の所在は、向島町岩子島字南船越、地目は、現況登記ともに畑、
面積は 961㎡のうち、500㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は野菜、契約期間は令和 3 年 10 月 1 日から令
和 13 年 9 月 30 日です。

申請番号206番、土地の所在は、向島町岩子島字鼻操、地目は、現況登記ともに畑、面積は157㎡、他2筆で、合計面積は、784㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は全体で27,000円、利用目的は野菜、契約期間は令和3年10月1日から令和13年9月30日です。

申請番号207番、土地の所在は、向島町岩子島字鼻操、地目は、現況登記ともに畑、面積は63㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は全体で2,400円、利用目的は野菜、契約期間は令和3年10月1日から令和13年9月30日です。

借受人は、農業法人での勤務経験があり、申請の農地でわけぎ、トマトの栽培を計画しています。

この申請については、8月4日に借受人立会いのもと、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、利用権の設定については問題ないものと確認しております。

申請番号208番、土地の所在は、瀬戸田町垂水字寿久手、地目は、現況登記ともに畑、面積は648㎡、他1筆で、合計面積は、1,812㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は果樹、契約期間は令和3年10月1日から令和13年9月30日です。

なお、この申請は、解除条件付の利用権設定となります。

解除条件付とは、平成21年の法改正から新設された、農地所有適格法人以外の法人が、利用権設定をすることが出来るというものです。

株式会社等の借受人が、適切に耕作をしていないなどの場合に、勧告などの所定の手続きを経て、借受人の同意無しに貸し借りを解除できるというものです。

借受人は、福山市で製菓業を営む株式会社です。申請の農地で農業関係者から指導を受けながら、自家消費用のアーモンドの栽培を計画しています。

この申請については、瀬戸田地区の委員さんが申請前から借受人と協議を重ね、現地も複数回確認されており、利用権の設定については問題ないものと確認しております。

以上、説明を省略させていただきました新規・更新分を含め、これら全て、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号203番から259番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員

農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項によって、貴会の意見を求めます。

それでは、説明をいたします。農用地利用配分計画の資料をご覧ください。

(議案書資料をもとに説明)

今回は2件48筆の農用地利用配分計画(案)について意見を求めます。

本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。

申請の1件目、番号1～2番、因島重井町字大早の2筆、合計1,559㎡についてです。

農地中間管理機構から転貸後は、法人の果樹の生産用地として使用されます。権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和18年12月31日までです。

次に申請の2件目、番号3番～最終48番までの御調町丸河南と大田の46筆、合計19,481.3㎡についてです。

農地中間管理機構から転貸後は法人の水稲や野菜の生産用地として使用されます。権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和13年12月31日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

農地利用配分計画(案)については、異議のない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。農林水産課の方、ご苦労様でした。

議長

次に、報告事項に入ります。報告第43号から第50号までを一括して審査を行います。質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議長

次に、その他に入ります。まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

各委員

(活動状況報告：省略)

議長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

(その他・連絡事項について説明)

議長

ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。本日はご苦労様でした。